平成２２年（フ）第６５号
埼玉県深谷市小前田2502番地２
債務者　川畑　　仁
1　決定年月日時　平成22年４月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１５１号
岐阜市岩滝東２丁目255番地１
債務者　加藤　房美
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１６６号
岐阜県羽島市正木町曲利1194番地第七明花荘B101号室
債務者　青木　克之
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２３６号
岐阜県各務原市上戸町４丁目37番地２
債務者　奥村　　力
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２４２号
岐阜市加納本町４丁目１番地２　丸善ビル401号室
債務者　橋詰　卓也
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第２６４号
岐阜市真砂町９丁目９番地千成寿司ＳＳＳビル403号室
債務者　柴田　**譲**二
1　決定年月日時　平成22年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１９２７号
愛知県春日井市高山町２丁目21番地11
債務者　**饒**波　陽子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８９９号
愛知県半田市清城町２丁目５番地の８　清城コーポラス101号
債務者　齋藤真奈美
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９２０号
名古屋市緑区平子が丘701番地　フローレンス平子が丘101号
債務者　松坂　仁美（旧姓成田）
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２０２号
愛知県安城市住吉町５丁目24番地１　マンションひかり303
債務者　山田久仁子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７９３号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1971番地１　プレステージ姫路妻鹿401
債務者　中地　良輔
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１１号
兵庫県加古川市東神吉町升田1706番地
債務者　柿坪　幸吉
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２２７号
兵庫県姫路市網干区余子浜215番地６
債務者　橋本　　毅
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第２５２号
兵庫県姫路市北条梅原町83番地　ハピネス北条306号
債務者　森本　良太
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６２号
広島市安佐北区可部南２丁目３番47号
債務者　吉田　一昭
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３号
広島市安佐北区可部南２丁目３番47号
債務者　吉田　幸司
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１７８号
広島市佐伯区利松１丁目９番５号　103
債務者　三浦由紀子
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３０９号
広島市西区三滝本町１丁目40番14号
債務者　藤村　久枝
1　決定年月日時　平成22年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
広島地方裁判所民事第４部